

議案第229号

福岡市事務分掌条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年12月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、多様化する市民の福祉ニーズに対応した保健福祉施策の推進を図るとともに、新型コロナウイルス感染症等に係る取組みを充実強化するため、行政組織を再編する必要があるによる。

福岡市事務分掌条例の一部を改正する条例

福岡市事務分掌条例（昭和33年福岡市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条第6号中「保健福祉局」を「福祉局」に改め、同号ウを削り、同条中第12号を第13号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 保健医療局

ア 保健衛生に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(福岡市保健福祉審議会条例等の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「保健福祉局」を「福祉局」に改める。

(1) 福岡市保健福祉審議会条例（平成19年福岡市条例第11号）第9条

(2) 福岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成18年福岡市条例第52号）第3条

(地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会条例等の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「保健福祉局」を「保健医療局」に改める。

(1) 地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会条例（平成21年福岡市条例第25号）第

8 条

- (2) 福岡市感染症診査協議会条例（平成11年福岡市条例第16号）第9条
- (3) 福岡市食育推進会議条例（平成18年福岡市条例第23号）第9条